

支部長殿

東京都飲食業生活衛生同業組合

理事長 原田 啓 助



## 東京都の休業（時短）要請協力金並びに 音楽著作権料等について

平素は、当組合諸運営に関しましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて現在、新型コロナウイルス感染症の発生により、各支部長・組合員様におかれましては、大変なご苦労をなさっていることと推察申し上げます。

さて、東京都の休業（時短）要請に関しましては、4月15日現在の情報をお知らせいたします。ご参考にして頂き、各組合員さんへご周知下さい。

### ●東京都の休業要請協力金について（4月15日現在）

#### 1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に協力いただける中小の事業者に対し、協力金を支給する。

#### 2. 支給額

支給額 50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

#### 3. 対象要件

- ① 緊急事態措置期間中（令和2年4月11日～5月6日まで）に休業等の要請等に全面的に協力した中小企業及び個人事業主が対象。
- ② 飲食店等の食事提供施設は、夜20時～翌朝5時までの夜間時間帯（アルコール類は夜19時まで）の営業自粛に向け、営業を短縮する場合。（終日休業を含む）
- ③ 全面的な協力期間とは、緊急事態措置の全期間ですが、少なくとも令和2年4月16日～5月6日までの期間でも可です。

## ●音楽著作権料の減免等について

新型コロナウイルス感染症の拡大による店舗休業に対する、減免などを全国飲食業生活衛生同業組合連合会より音楽著作権協会へ要望しておりましたが、別紙の通り音楽著作権協会が国からの許可を得て減免・解約等が出来ることとなりました。

### ◎ 参考疑義紹介

1. 照会：1ヶ月間1日も営業しなかった場合。使用料は0円か。

回答：そのとおり、使用料は0円。

2. 照会：1年分前払いの場合、該当月の営業日数に応じて後日清算するのか。

回答：そのとおり。所定の手続きが必要であり、JASRACのホームページに専用ホームを新設したので利用願いたい。

3. 照会：コロナ感染症の影響による休業が複数月に及んだ場合でも、休業月数及び日数に基づいて計算・清算するのか。

回答：そのとおり。支払い区分は、①1年払い、②6か月前払い、③3か月前払い、④毎月払いの4種類。月数・日数に応じて後日清算することになります。

### お問合せ先等

日本音楽著作権協会・東京支部

電話03-5157-1161

#### 4. 飲食業における対象業種と条件

##### ○基本的に休止を要請する施設

##### ① バー・スナック・パブ・カラオケボックス等

※協力金を貰うには休業

##### ○飲食店等の食事を提供する施設（居酒屋・料理屋・喫茶店等）

※協力金を貰うには営業短縮をする。（3の②・③参照）

#### 5. 募集要項公表、受付開始

4月22日（水）

#### 6. 協力金の支給

5月上旬～

### ●申請手続き（申請書・誓約書の様式は未発表）

#### 1. 申請受付期間

令和2年4月22日（水）～6月15日（月）予定

#### 2. 申込方法

##### ① 専用ホームページからの申請

##### ② 郵送又は持参

#### 3. 申請に必要な書類（予定）

##### ① 協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

##### ② 営業実態が確認できる書類

例）確定申告書の写しほか、直近の帳簿、営業許可書の写し等

##### ③ 休業（時短）の状況が確認できる書類

例）休業期間（時短）を告知するホームページ・店頭ポスターの写し、  
事業収入額を示した帳簿の写し等

##### ④ 誓約書

※この協力金は令和2年4月補正予算が東京都議会で可決された場合に実施されます。

・4月17日（木） 都議会開会

・4月22日（水） 議決

東京都問合せ先 時間：9時～19時（土日祝を含む毎日）

電話：03-5388-0567